

2022年3月期定時株主総会

# 2022年3月期 招集通知書

2021年4月1日から2022年3月31日まで



開催日時

2022年6月23日（木曜日）  
午前10時



開催場所

東京都江東区豊洲三丁目2番20号  
豊洲フロント 14階 当社会議室

SCSK株式会社

証券コード：9719

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

## 目次

定時株主総会招集通知書	3
株主総会参考書類	8
事業報告	24
連結計算書類等	53
監査報告書	57

## 経営理念

### 私たちの使命

# 夢ある未来を、共に創る

お客様からの信頼を基に、共に新たな価値を創造し、夢ある未来を拓きます。

### 私たちの3つの約束

#### 人を大切にします。

一人ひとりの個性や価値観を尊重し、互いの力を最大限に活かします。

#### 確かな技術に基づく、最高のサービスを提供します。

確かな技術とあふれる情熱で、お客様の喜びと感動につながるサービスを提供します。

#### 世界と未来を見つめ、成長し続けます。

全てのステークホルダーの皆様とともに、世界へ、そして未来へ向けて成長し続けます。

## 行動指針

### Challenge

未来を変える情熱を持ち、常に高い目標を掲げ、挑戦する。

### Commitment

お客様に対し、社会に対し、責任感を持ち、誠実に行動する。

### Communication

仲間を尊重し、心を通わせ、チームワークを発揮する。

## 株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

さて、当社2022年3月期（2021年4月1日～2022年3月31日）定時株主総会を2022年6月23日（木）に開催いたしますので、ここに招集通知書をお届けいたします。

2022年3月期の事業概況等及び株主総会の議案につき、ご説明申し上げますのでご覧くださいますようお願いいたします。

2022年4月より當麻 隆昭が執行役員 社長 最高執行責任者に就任いたしました。新たな経営体制のもと、中期経営計画の戦略を推し進め、「共創ITカンパニー」を目指してまいります。

今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月



代表取締役  
執行役員 会長 最高経営責任者

田淵 正朗

執行役員 社長 最高執行責任者

當麻 隆昭

(証券コード9719)  
2022年6月1日

株 主 各 位

東京都江東区豊洲三丁目2番20号  
S C S K 株 式 会 社  
代表取締役 執行役員 会長 田 淵 正 朗  
最 高 経 営 責 任 者

## 定時株主総会招集通知書

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記により当社2022年3月期定時株主総会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに、6～7ページをご参照の上、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区豊洲三丁目2番20号 豊洲フロント 14階 当社会議室  
(最終ページのご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
  - 報告事項1 2022年3月期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 報告事項2 2022年3月期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
計算書類報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 定款一部変更の件
    - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
    - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
    - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集通知に際して提供すべき書類のうち以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集通知書には記載しておりません。
- ・ 事業報告の新株予約権等に関する重要な事項
  - ・ 事業報告の業務の適正を確保するための体制等の決議の内容
  - ・ 事業報告の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
  - ・ 連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
  - ・ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
3. 監査等委員会及び会計監査人は、当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。
4. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項について株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。  
【当社ウェブサイト <https://www.scsk.jp/>】

### 定時株主総会におけるライブ配信についてのご案内

本株主総会の模様は、インターネットによるライブ配信にてご覧いただけます。ライブ配信はご視聴のみとなりますため、あらかじめインターネット等により事前に議決権を行使いただき、ご質問がある場合は、事前にお寄せください。

#### 配信日時

2022年6月23日（木曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

ライブ配信サイトは、開始時刻の30分前の午前9時30分頃からご視聴いただけます。

#### 参加方法

1. パソコン又はスマートフォン等で以下の「株主専用ウェブサイト」にアクセスください。

**株主専用ウェブサイト** <https://9719.ksoukai.jp>



2. 上記株主専用ウェブサイトへアクセス完了後、ID及びパスワードをご入力の上、ログインください。

**ID** 株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）

**パスワード** 郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字）

#### 株主総会へご出席される株主様へのご留意事項

株主総会の当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席付近となりますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

## ご視聴に関するご留意事項

- (1) ライブ配信のご視聴は、当社株主名簿（2022年3月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
- (2) ライブ配信をご視聴される株主様は、会社法で定める出席には当たりません。そのため、本株主総会当日の議決権行使、動議の提出、ご質問を含めたご発言はできません。  
議決権行使については、6～7ページをご参照の上、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
- (3) ライブ配信用ウェブサイトのURLを第三者に共有すること、ライブ配信の模様を撮影、録画、録音、保存、公開等することは、固くお断りいたします。
- (4) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断等が発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (6) ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご了承ください。
- (7) 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、株主専用ウェブサイトにてお知らせいたします。
- (8) ご視聴に必要な通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (9) ライブ配信は日本語音声のみとなります。

## ご視聴に関するお問い合わせ先

2022年6月23日（木曜日） 午前9時から本株主総会終了まで  
株式会社 ブイキューブ 電話番号：03-6385-8736

### 事前質問の受付についてのご案内

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様のご関心が特に高い事項については、本株主総会当日に回答をさせていただく予定ですが、全ての質問への回答をお約束するものではありません。当日取り上げることに至らなかった質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。なお、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

**受付期間** 2022年6月1日（水曜日）午前10時から2022年6月16日（木曜日）午後5時30分まで

### 受付方法

- 4ページに記載の**参加方法**をご参照の上、株主専用ウェブサイトにごログインください。
- 株主専用ウェブサイトにて「事前質問を行う」ボタンを押してください。
- 必要事項をご入力の上、「申し込む」ボタンを押してください。

以 上

# 議決権行使についてのご案内

8ページから23ページまでの株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 当日ご出席される場合

### ■ 株主総会へ出席



### 株主総会開催日時

**2022年6月23日（木曜日）**  
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

## 当日ご出席されない場合

### ■ 書面による議決権行使

#### 行使期限

**2022年6月22日（水曜日）**  
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

### ■ 「スマート行使」によるご行使

#### 行使期限

**2022年6月22日（水曜日）**  
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### ■ インターネットによるご行使

#### 行使期限

**2022年6月22日（水曜日）**  
午後5時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン又は携帯電話等から、  
**議決権行使ウェブサイト**

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

## 重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、  
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について  **0120-652-031** (9:00～21:00)

その他のご照会  **0120-782-031** (平日9:00～17:00)

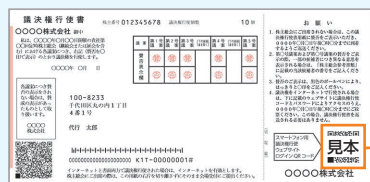
## 機関投資家の皆様へ

㈱ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

## ■「スマート行使」によるご行使

### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

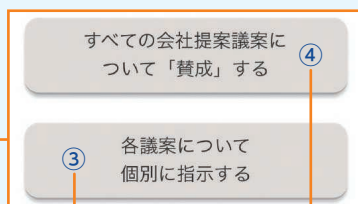


※QRコード<sup>®</sup>は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

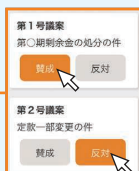
### ②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

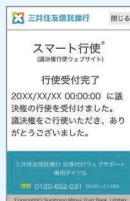


### ③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### ④確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

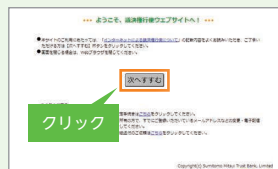


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード<sup>®</sup>を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

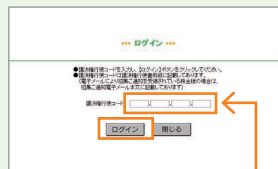
## ■インターネットによるご行使

### ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



### ②ログインする

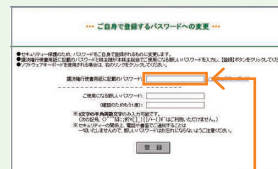


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



### ③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。



## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

##### (1) 事業目的の追加に伴う変更

当社グループの事業拡大及び今後の事業展開に備えるため、当社定款第3条（目的）に事業目的を追加し、併せて号数の変更を行うものであります。

##### (2) 場所の定めのない株主総会の導入に伴う変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）により、上場会社において、経済産業省令・法務省令で定める一定の要件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。遠隔地の株主様等多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化及び円滑化を図るとともに、感染症や自然災害等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、当社定款の一部を変更するものであります。

##### (3) 株主総会資料の電子提供措置の導入に伴う変更

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供措置の導入に備えるため、次のとおり当社定款の変更を行うものであります。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第2条 (条文省略)	第1条～第2条 (現行どおり)
第3条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～26. (条文省略) (新設)	第3条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～26. (現行どおり)
27. 前各号に関する企画、調査、研究、研修及びコンサルティング 28. その他前各号に付帯関連する一切の業務	27. <u>金融サービス仲介業</u> 28. 前各号に関する企画、調査、研究、研修及びコンサルティング
第4条～第13条 (条文省略)	第4条～第13条 (現行どおり)
第14条 (招集) 1.～2. (条文省略) (新設)	第14条 (招集) 1.～2. (現行どおり)
第15条～第16条 (条文省略)	3. <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> 第15条～第16条 (現行どおり) (削除)
第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。  (新設)	第17条 (電子提供措置等) <u>1.当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第18条～第37条 (条文省略) (新設)	第18条～第37条 (現行どおり) 附則 (電子提供措置に関する経過措置) <u>1.変更前定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第17条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u> <u>2.前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</u> <u>3.本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監督と業務執行の分離をさらに進め、機動的な意思決定を可能とすることを目的として、取締役の員数を2名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	<b>新任</b> やまの ひでき 山埜 英樹	顧問	—
2	<b>新任</b> どうま たかあき 當麻 隆昭	執行役員 社長 最高執行責任者	—
3	<b>再任</b> ためふさ こうじ 為房 孝二	取締役 執行役員 副社長 最高情報セキュリティ責任者 企画分掌役員	100% (12回/12回)
4	<b>再任</b> ふくなが てつや 福永 哲弥	取締役 執行役員 副社長 事業投資推進分掌役員	100% (14回/14回)
5	<b>新任</b> あらまき しゅんいち 荒牧 俊一	—	—
6	<b>再任</b> くぼ てつや 久保 哲也	<b>社外取締役</b> <b>独立役員</b> 社外取締役	100% (12回/12回)

(注) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の概要等は事業報告51ページをご参照ください。

候補者  
番号

1



やま の ひで き  
**山 埜 英 樹**

(1960年2月23日生)

<b>新任</b>	取締役会出席率	所有する当社株式の数	当社との 特別の利害関係	取締役在任年数 (本株主総会終結時)
	—	0株	あり	—

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	住友商事(株)入社	2020年4月	同社代表取締役 専務執行役員
2014年4月	同社理事 環境・インフラプロジェクト事 業本部長	2022年4月	コーポレート部門企画担当役員 CSO・CIO
2016年4月	同社執行役員 経営企画部長	2022年4月	同社取締役(現職) 専務執行役員(現職)
2018年4月	同社常務執行役員 コーポレート部門企画担当役員 CSO・CIO	2022年6月	当社顧問兼任(現職) 住友商事(株)取締役 専務執行役員退任予定
2018年6月	同社代表取締役 常務執行役員 コーポレート部門企画担当役員 CSO・CIO		

■ 選任理由

山埜英樹氏は、住友商事(株)において国内外の事業責任者及び代表取締役を務め、豊富な経営経験と幅広い見識を有しております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の経営を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。

■ その他

山埜英樹氏は、住友商事(株)の業務執行者であり、当社は、同社との間で主としてソフトウェア開発、情報処理サービス、ハードウェア及びソフトウェア等の販売に関する取引関係があります。

候補者  
番号

2



とう ま たか あき  
**當 麻 隆 昭**

(1965年2月17日生)

<b>新任</b>	取締役会出席率	所有する当社株式の数	当社との 特別の利害関係	取締役在任年数 (本株主総会終結時)
	—	3,300株	なし	—

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	住商コンピューターサービス(株)入社	2020年4月	当社常務執行役員 分掌役員(人事・総務グループ、人材開発グループ)
2013年4月	当社執行役員	2021年4月	当社執行役員 常務
2016年4月	当社上席執行役員	2022年4月	当社執行役員 社長 最高執行責任者(現職)
2018年4月	当社常務執行役員 製造・通信システム事業部門長		

■ 選任理由

當麻隆昭氏は、産業事業部門及び人事・総務部門の責任者を経て、現在は執行役員 社長 最高執行責任者を務め、豊富な経営経験と幅広い見識を有しております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の経営を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。

候補者  
番号  
3



ため ふさ こう じ  
為 房 孝 二

(1958年12月25日生)

再任	取締役会出席率 100% (12回出席/12回開催)	所有する当社株式の数 0株	当社との 特別の利害関係 なし	取締役在任年数 (本株主総会終結時) 1年
----	----------------------------------	------------------	-----------------------	-----------------------------

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	住友商事(株)入社	2018年10月	住友商事(株)執行役員 メディア・デジタル事業部門参事
2012年 4月	同社理事 新産業・機能推進総括部長		当社取締役兼任 専務執行役員兼任
2013年 4月	同社理事 欧阿中東CIS総支配人補佐 欧州住友商事グループ欧州 コーポレート部門長	2019年 4月	住友商事(株)常務執行役員 コーポレート部門財務・経理・ リスクマネジメント担当役員補佐 (リスクマネジメント担当) 当社取締役兼任
2016年 4月	住友商事(株)理事 リスクマネジメント第五部長	2019年 7月	住友商事(株)常務執行役員 コーポレート部門財務・経理・ リスクマネジメント担当役員補佐 (リスクマネジメント担当)
2017年 4月	同社執行役員 財務・経理・リスクマネジメント担当役員付	2021年 4月	同社専務執行役員 メディア・デジタル事業部門参事 当社執行役員 副社長兼任
2017年 5月	同社執行役員 メディア・生活関連事業部門参事 当社顧問兼任	2021年 6月	当社取締役 執行役員 副社長
2017年 6月	当社取締役兼任 専務執行役員兼任	2022年 4月	当社取締役 (現職) 執行役員 副社長 (現職) 最高情報セキュリティ責任者 (現職) 企画分掌役員 (現職)
2018年 4月	住友商事(株)執行役員 メディア・ICT事業部門参事 当社取締役兼任 専務執行役員兼任		

■ 選任理由

為房孝二氏は、法務・リスク管理部門での豊富な経験と、サステナビリティ推進部門の責任者としての環境・社会・人権に関する幅広い見識を有しております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の経営を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。



ふく なが てつ や  
福 永 哲 弥

(1960年2月1日生)

#### ■ 選任理由

福永哲弥氏は、長年にわたりコーポレート部門に携わり、財務・会計及び法務・リスク管理に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の経営を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。

<b>再任</b>	取締役会出席率 100% (14回出席/14回開催)	所有する当社株式の数 31,280株	当社との 特別の利害関係 なし	取締役在任年数 (本株主総会終結時) 17年
-----------	----------------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------------

#### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	(株)日本長期信用銀行入行	2014年 4月	当社取締役 専務執行役員
1999年10月	チェスマンハットン銀行コーポレート& インヴェストメントバンキンググループ Vice President	2017年 4月	当社取締役 執行役員 Chief Financial Officer
2000年 6月	ライコスジャパン(株)CFO	2017年 6月	当社取締役 専務執行役員
2002年12月	住商エレクトロニクス(株)顧問	2019年 4月	当社取締役 専務執行役員 コーポレート部門連携責任者
2003年 2月	当社取締役 常務執行役員	2020年 4月	当社取締役 専務執行役員
2005年 4月	当社執行役員 住商エレクトロニクス(株)取締役兼任	2021年 4月	当社取締役 執行役員 専務
2005年 6月	当社取締役 執行役員	2022年 4月	当社取締役 (現職) 執行役員 副社長 (現職) 事業投資推進分掌役員 (現職)
2008年 4月	当社取締役 常務執行役員		
2008年 6月	(株)アルグラフィックス社外取締役兼任 (現職)		

候補者  
番号

5

あら まき しゅん いち  
荒 牧 俊 一

(1972年1月19日生)

新任

取締役会出席率

-

所有する当社株式の数

0株

当社との  
特別の利害関係

あり

取締役在任年数  
(本株主総会最終時)

-

#### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月	住友商事(株)入社	2018年4月	住友商事(株)メディア・ICT事業部門 ICT事業本部デジタルソリューション事業部長 新事業投資部長
2012年4月	米国Presidio Ventures, Inc President & CEO	2019年4月	同社メディア・デジタル事業部門 デジタル事業本部 デジタル事業企画部長
2014年4月	当社事業戦略グループビッグデータ 戦略推進室長兼任	2021年4月	同社理事 メディア・デジタル事業部門 デジタル事業本部長補佐 デジタル事業企画部長
2015年4月	当社事業戦略センタービジネス イノベーション推進部長兼任 製造システム事業部門車載シス テム事業本部担当役員補佐兼任	2022年4月	同社理事(現職) メディア・デジタル事業部門 デジタル事業本部長(現職) 新事業投資部長(現職)
2016年4月	当社事業戦略センタービジネスイノ ベーション推進部長兼任 製造システム事業部門車載シス テム事業本部担当役員補佐兼任 QINeS事業企画部長兼任		
2017年4月	当社ソリューション事業部門 車載システム事業本部担当役員補佐兼任 QINeS事業企画部長兼任		

#### ■ 選任理由

荒牧俊一氏は、住友商事(株)において国内外の新規事業開発及び事業投資の責任者を務め、豊富な経験とグローバルビジネス及びマーケティングに関する幅広い見識を有しております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。

#### ■ その他

- 1.荒牧俊一氏は、住友商事(株)の業務執行者であり、当社は、同社との間で主としてソフトウェア開発、情報処理サービス、ハードウェア及びソフトウェア等の販売に関する取引関係があります。
- 2.当社は、本議案が承認された場合、荒牧俊一氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

くぼてつや  
久保哲也

(1953年9月24日)

再任	取締役会出席率	所有する当社株式の数	当社との 特別の利害関係	取締役在任年数 (本株主総会終結時)
社外取締役	100% (12回出席/12回開催)	0株	なし	1年
独立役員				

#### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月	(株)住友銀行入行	2011年6月	(株)三井住友フィナンシャルグループ取締役兼任 (2013年3月退任)
2003年6月	(株)三井住友銀行執行役員 香港支店長	2013年4月	SMBC日興証券(株)代表取締役社長
2006年7月	同行常務執行役員	2016年4月	同社代表取締役会長
2008年4月	(株)三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員兼任	2016年6月	(株)三井住友フィナンシャルグループ取締役 (2020年6月退任)
2009年4月	(株)三井住友銀行取締役兼専務執行役員 (株)三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員兼任		SMBC日興証券(株)代表取締役会長兼任 (2020年3月退任)
2011年4月	(株)三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 (2013年3月退任)	2020年4月	同社顧問
	(株)三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員兼任 SMBC日興証券(株)取締役兼任	2021年1月	GCMインベストメンツ(株)取締役会長(現職)
		2021年6月	当社社外取締役(現職)

#### ■ 選任理由及び期待される役割の概要

久保哲也氏は、長年にわたり大手金融機関において要職を歴任し、豊富な経営経験とグローバルビジネスに関する幅広い見識を有しております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督機能の維持・向上への貢献及び経営全般における助言を期待し、社外取締役候補者とするものであります。

#### ■ その他 社外取締役候補者に関する事項等

- 1.当社は、久保哲也氏を、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 2.当社は、久保哲也氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本議案が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 3.久保哲也氏が2020年3月まで取締役を務めていたSMBC日興証券(株)は、同氏が取締役に在任していた期間を含む期間における株式取引等について、金融商品取引法違反(安定操作)の疑いで、2022年3月、東京地方検察庁により起訴されました。
- 4.久保哲也氏は、2013年3月まで当社の主要な借入先の一つである(株)三井住友銀行の業務執行者でありましたが、退任してからすでに5年以上経過しており、退任後は業務執行には携わっていないことから、独立性に影響はないものと判断しております。また、同氏は、2020年6月まで(株)三井住友銀行の親会社である(株)三井住友フィナンシャルグループの取締役でありましたが、当社との間に取引関係はありません。さらに、同氏は、2020年3月までSMBC日興証券(株)の業務執行者でありましたが、退任後は業務執行には携わっていないこと、同社と当社との取引額は同社の連結営業収益及び当社の連結売上高のいずれも1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。



### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任の監査等委員である取締役4名のうち、白石和子氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査等委員である取締役を2名増員することとし、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	再任 白石 和子 しらいし かずこ 社外取締役 独立役員	取締役（監査等委員）	100% (14回/14回)	100% (15回/15回)
2	新任 三木 泰雄 みき やすお 社外取締役 独立役員	—	—	—
3	新任 平田 貞代 ひらた さだよ 社外取締役 独立役員	—	—	—

(注) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の概要等は事業報告51ページをご参照ください。



しら いし かず こ  
白石 和子

(1951年8月18日生)

再任 社外取締役 独立役員	取締役会出席率	監査等委員会 出席率	所有する 当社株式の数	当社との 特別の利害関係	取締役在任年数 (本株主総会終結時)
	100% (14回出席/14回開催)	100% (15回出席/15回開催)	2,500株	なし	4年

#### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4月	外務省入省	2012年 1月	特命全権大使 リトアニア国駐節
1997年 8月	在ポーランド日本国大使館 一等書記官	2015年 6月	特命全権大使 女性・人権人道 担当兼北極担当
2001年 1月	在アトランタ日本国総領事館 領事	2016年 6月	外務省参与 北極担当大使
2003年 6月	条約局国際協定課国際経済協定室長	2018年 6月	当社社外取締役 (監査等委員) (現職)
2004年 9月	総合外交政策局総務課外交政策調整官	2019年 3月	三井海洋開発㈱社外取締役 (現職)
2005年 10月	経済局国際貿易課世界貿易機関紛争処理室長		
2007年 4月	在ポーランド日本国大使館 参事官		

#### ■ 選任理由及び期待される役割の概要

白石和子氏は、外交官として要職を歴任し、豊富なグローバル経験と環境・社会・人権に関する幅広い見識を有しております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督機能の維持・向上への貢献及び経営全般における助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

#### ■ その他 社外取締役候補者に関する事項 等

- 1.当社は、白石和子氏を、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 2.当社は、白石和子氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本議案が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 3.白石和子氏が社外取締役在任中に、当社の元社員による顧客情報の不正取得・不正利用の事実が判明いたしました。同氏は社外取締役就任以来、情報セキュリティルールの遵守を含むコンプライアンスの徹底について、取締役会で提言を行っており、また、判明後においても、再発防止策を含む本件事態への対応について助言を行い、その実施状況について注視し適宜報告を求めました。

候補者  
番号

2

み き や す お  
三 木 泰 雄

(1955年3月1日生)

<b>新任</b> <b>社外取締役</b> <b>独立役員</b>	取締役会出席率	監査等委員会出席率	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係	取締役在任年数(本株主総会終結時)
	—	—	100株	なし	—
	<b>■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b>				

1977年4月	日本電気(株)入社	2018年10月	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会チーフ・テクノロジー・イノベーション・オフィサー兼任(2021年9月退任)
2004年4月	同社プロセス・CPGソリューション事業部長		
2005年10月	ヴィエムウェア(株)代表取締役社長		
2015年3月	同社代表取締役会長(2020年5月退任)		

#### ■ 選任理由及び期待される役割の概要

三木泰雄氏は、IT企業での豊富な経営経験とテクノロジーに関する幅広い見識を有しております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督機能の維持・向上への貢献及び経営全般における助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

#### ■ その他 社外取締役候補者に関する事項 等

- 1.当社は、本議案が承認された場合、三木泰雄氏を、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 2.当社は、本議案が承認された場合、三木泰雄氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

候補者  
番号

3

ひ ら た さ だ よ  
平 田 貞 代

(1963年8月4日生)

<b>新任</b> <b>社外取締役</b> <b>独立役員</b>	取締役会出席率	監査等委員会出席率	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係	取締役在任年数(本株主総会終結時)
	—	—	0株	なし	—
	<b>■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b>				

1987年4月	富士通(株)入社	2019年3月	日本学術振興会特別研究員
2011年4月	法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科客員准教授	2020年4月	東北大学大学院工学研究科技術社会システム専攻特任准教授(現職)
2013年4月	芝浦工業大学大学院理工学研究科准教授(現職)		文部科学省革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)計画推進委員会委員(現職)
2017年10月	日本学術会議連携会員(現職)	2021年4月	

#### ■ 選任理由及び期待される役割の概要

平田貞代氏は、エンジニアとしての豊富な経験とIT及び技術経営に関する学術的な見識を有しております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督機能の維持・向上への貢献及び経営全般における助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

#### ■ その他 社外取締役候補者に関する事項 等

- 1.当社は、本議案が承認された場合、平田貞代氏を、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 2.当社は、本議案が承認された場合、平田貞代氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

### 監査等委員である取締役以外の取締役の選任等及び報酬等についての監査等委員会の意見

監査等委員会は、監査等委員である取締役以外の取締役の選任等について、担当役員より取締役の選任案及びその考え方に関する報告を受け、検討した結果、取締役会の構成、各候補者の専門知識、経験や業績等を踏まえ、本議案で提案されている取締役候補者について妥当であると判断しております。

また、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について、担当役員より報酬体系及び報酬額に関する報告を受け、検討した結果、報酬等の算出の公平性及び当社の業績が考慮された水準であり、かつ役割と職責に応じた水準であることから、当該報酬等は妥当であると判断しております。

**ご参考 1 取締役会全体として備えるべきスキル**

当社グループの成長戦略を推進していくために取締役会の全体として備えるべき重要な知識や経験、能力等を次のとおりスキルとして一覧化し、保有するスキルのバランスと多様性に配慮しながら取締役会メンバーの構成・規模を決定しております。

スキル	略称	選定理由
企業経営経験	企業経営	多岐にわたるビジネスにおける機会とリスクを評価し、適切な投資を通じて持続的成長を担保するため。成長戦略としてのサステナビリティ経営を推進する上で、様々な社会課題の解決を収益機会として捉え、その解決に積極的に取り組むにあたり、経営資源への投資を含めた最適な経営判断を行うため。
財務・会計に関する専門性・経験	財務・会計	事業の成長性と収益性を評価し、高い資本効率を実現するため。適時適切な開示と透明性の高いガバナンスを実践するため。
テクノロジー全般に関する専門性・先見性・経験	テクノロジー	テクノロジーを利用して企業・社会の課題を解決するため、幅広い分野の先端技術の導入に向けた適切な経営判断を行うため。
組織及び人材マネジメントに関する専門性・経験	組織・人材	多様なスキル・経験をもつプロフェッショナルが、価値観を共有し、多様性と専門性を活かしながら、活躍・成長し続けられる機会と組織づくりを実現するため。
市場、経済環境・動向に関する専門性・経験	マーケティング	社会、経済環境の変化から生ずる課題を見極め、そのソリューションの開発、提供を適切に行うため。
環境・社会・人権に関する専門性・経験	環境・社会・人権	地球温暖化や人権問題、地域間格差等社会課題を的確に認識し、当社が貢献できる分野を見極めるとともに、健全なバリューチェーンの確立等企業としての社会的責任を果たすため。
法務・リスク管理に関する専門性・経験	法務・リスク管理	コンプライアンスを遵守し、経営に対する実効性の高い監督を行うとともに、リスク管理等に関する適切な管理体制を構築・実践するため。
グローバルビジネスに関する専門性・経験	グローバル	グローバルベースのデジタル化の動きを当社の成長機会として取り入れるため。

## ご参考 2 各取締役が有するスキル（スキル・マトリックス）

本総会第2号議案及び第3号議案が原案どおり、承認可決された場合の取締役会の構成は、次のとおりとなります。

氏名	当社における地位	企業 経営	財務・ 会計	テク ノロジ	組織・ 人材	マーケ ティング	環境・ 社会・ 人権	法務・ リスク 管理	グロー バル
山埜 英樹	代表取締役 執行役員 会長 最高経営責任者	●			●	●	●		●
當麻 隆昭	代表取締役 執行役員 社長 最高執行責任者	●		●	●	●			
爲房 孝二	取締役 執行役員 副社長						●	●	●
福永 哲弥	取締役 執行役員 副社長		●					●	●
荒牧 俊一	取締役					●			●
久保 哲也	取締役（社外取締役）	●	●						●
安斎 保則	取締役（監査等委員）		●					●	
矢吹 公敏	取締役 （監査等委員 社外取締役）						●	●	
中村 雅一	取締役 （監査等委員 社外取締役）		●					●	
白石 和子	取締役 （監査等委員 社外取締役）						●		●
三木 泰雄	取締役 （監査等委員 社外取締役）	●		●					
平田 貞代	取締役 （監査等委員 社外取締役）			●	●				

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の報酬等の額は、2016年6月28日開催の第48期定時株主総会において年額960百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）をご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役並びに監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社が「ブランドデザイン2030」で描く持続的な企業価値向上を具現化するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、上記の報酬枠の内枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

対象取締役は、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額150百万円以内といたします。また、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間10万株以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。なお、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、各対象取締役への具体的な配分については、役員報酬制度に基づき、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は3名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3カ月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6カ月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

**【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】**

本議案は、当社が「グランドデザイン2030」で描く持続的な企業価値向上を具現化するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。

当社は、2022年2月24日開催の取締役会において決議された取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告48ページ以降の<ご参考>に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿う必要かつ合理的な内容となっております。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数312,545,409株（2022年3月31日時点）に占める割合は0.03%とその希薄化率は軽微であります。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、当社の執行役員及び業務役員に対し、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上



## 1. 企業集団の現況に関する事項

### 1-1 事業の経過及びその成果

#### (1) 経営成績及びセグメントの状況

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルスに対するワクチン接種が進展するなか、企業の業況判断が改善傾向を見せる等、緩やかながらも景気は持ち直しの動きが続きましたが、足元での世界的な政治・経済情勢の変動の影響により、足踏みの様相も出ております。

日本経済の先行きにつきましては、継続的な財政・金融政策の下支えもあり、経済・社会活動の正常化、景気の持ち直しの動きが期待されますが、ロシアによるウクライナへの侵攻の影響による原材料価格の上昇、海外での金融緩和政策の見直しに伴う円安が経済に与える影響、また、サプライチェーンの混乱による供給面への制約については、引き続き注視する必要があります。

このような経済環境の下、ITサービス市場におきましては、顧客企業におけるIT投資の拡大基調が続いております。コロナ禍におけるニューノーマルを模索するなかで、社会のデジタル化の加速に対応するためのシステムの再構築需要等、事業の拡大、競争力強化に向けたIT投資への意欲は高まっており、世界的な物価上昇やサプライチェーン混乱の長期化に伴う事業への影響を見定めながらではあるものの、投資は加速していくものと想定されます。

当社グループにおける顧客企業の動向につきましては、製造業企業は、事業基盤強化のための基幹システムや生産管理システムの再構築等、デジタル化に向けたIT投資需要は堅調に推移いたしました。金融業企業は、銀行業を中心に、海外オペレーションの強化・拡充に向けた対応案件の継続も含め、IT投資需要は増加基調を続けております。通信業企業は、オンラインを含む顧客接点強化に向けた投資やネットワーク強化等により、IT投資需要は増加しております。

また、顧客企業のIT人材不足や顧客企業経営層の業務効率と生産性向上への強い意欲等を背景に、各種クラウド型ITサービスへの需要、ソフトウェアのエンドオブサービスに対応する基幹システム再構築等の投資需要は継続しており、加えてニューノーマルに向けた取り組みのなかで、リモートワークを主体とした非対面・非接触を前提としたデジタル化投資への積極的な取り組みが続いています。

こうした動きのなか、DXを想定したシステムの再構築や顧客接点の高度化等への戦略的IT投資需要は、今後も継続するものと考えております。

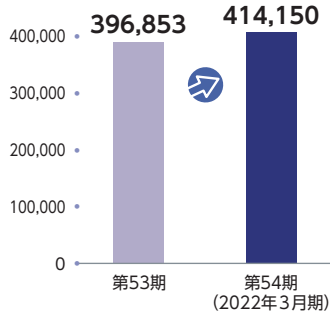
当期の業績につきましては、売上高は、製造業向けのシステム開発需要や銀行業・証券業へのIT投資需要、通信業向けシステム開発需要の増加、また、通信業向けネットワーク機器や自動車業・学術研究機関向けの大型ハードウェア販売によって、システム開発、保守運用・サービス、システム販売の全ての売上区分において増加し、前期比4.4%増の414,150百万円となりました。

売上総利益は、売上高の伸びや業務品質向上施策による生産性向上等により増益となりました。また、販売費及び一般管理費につきましては、当社中期経営計画における基本戦略に沿った各種事業投資等により増加しましたが、増収並びに生産性の向上を伴って、営業利益は、前期比3.7%増の47,555百万円となりました。

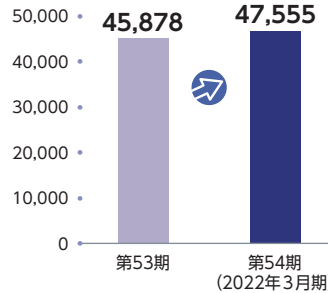
親会社の所有者に帰属する当期利益につきましては、前期、賃上げ税制の適用により法人税費用が減少した影響で、前期比0.1%増の33,470百万円となりました。

## 2022年3月期連結業績 (単位：百万円)

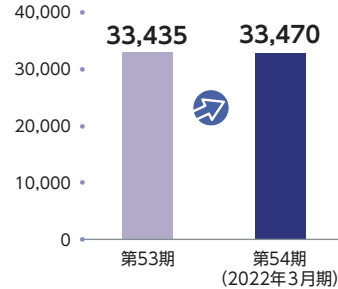
売上高



営業利益



親会社の所有者に帰属する当期利益



セグメント別業績	2021年3月期 (第53期)		2022年3月期 (第54期)		前期比	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	売上高	営業利益
産業IT	132,249	16,214	135,768	16,676	3,519	462
金融IT	52,768	6,243	56,526	6,653	3,757	410
ITソリューション	54,783	5,583	56,872	5,559	2,089	△24
ITプラットフォーム	77,444	10,904	83,969	11,884	6,525	980
ITマネジメント	56,728	6,983	58,477	7,412	1,749	429
その他	22,886	1,936	22,713	1,599	△173	△336
調整額	△7	△1,987	△177	△2,232	△170	△245
合計	396,853	45,878	414,150	47,555	17,297	1,677

(注) 1. 当期に社内組織の一部を見直したことに伴い、前期のセグメント別業績についても、変更後の区分方法により作成したセグメントの売上高及び利益の金額を表示しております。

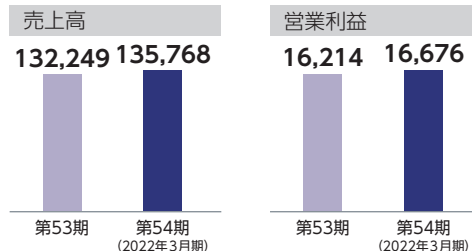
2. セグメント別売上高については、外部顧客への売上高を表示しております。

3. 営業利益の調整額は、各セグメントに配分していない全社費用等であります。

## セグメント別業績の概要

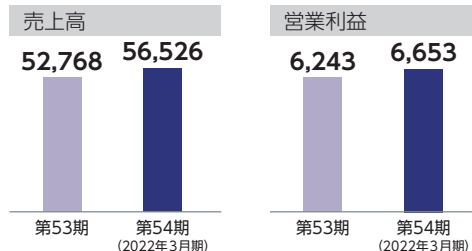
産業IT ..... 売上高135,768百万円／構成比32.8%

ガス業における開発案件の収束がありましたが、自動車業、通信業においてシステム開発が増加したこと、また、検証サービスの増加により、売上高は前期比2.7%増の135,768百万円、営業利益につきましては、前期比2.9%増の16,676百万円となりました。



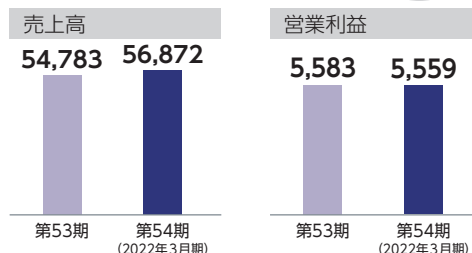
金融IT ..... 売上高56,526百万円／構成比13.6%

主には、銀行業向け並びに証券業向けのシステム開発の案件拡大により、売上高は前期比7.1%増の56,526百万円、営業利益につきましては、前期比6.6%増の6,653百万円となりました。



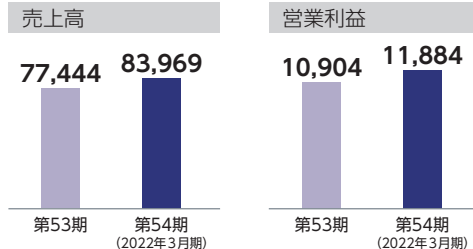
ITソリューション ..... 売上高56,872百万円／構成比13.7%

流通業向け開発案件にて収束がありましたが、基幹システム構築案件やBPOビジネスが堅調に推移し、売上高は前期比3.8%増の56,872百万円、営業利益につきましては、コンタクトセンタービジネスの拠点拡大に伴う事業関連投資費用が影響し、前期比0.4%減の5,559百万円となりました。



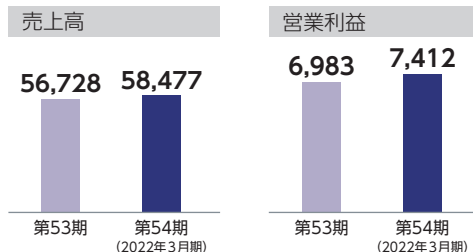
ITプラットフォーム ..... 売上高83,969百万円／構成比20.3%

通信業向けネットワーク機器の売上拡大や自動車業及び学術研究機関向けの大型ハードウェアの販売増加により、売上高は前期比8.4%増の83,969百万円、営業利益につきましては、前期比9.0%増の11,884百万円となりました。



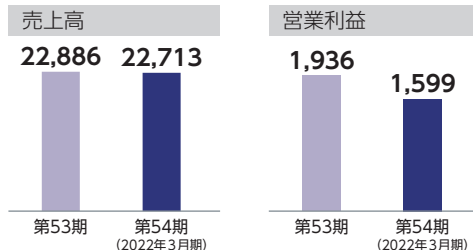
ITマネジメント ..... 売上高58,477百万円／構成比14.1%

主には、クラウドサービス需要を受けたデータセンター事業が増加したことにより、売上高は前期比3.1%増の58,477百万円、営業利益につきましては、前期比6.2%増の7,412百万円となりました。



その他 ..... 売上高22,713百万円／構成比5.5%

グループ再編によるセグメントの変更により、売上高は前期比0.8%減の22,713百万円、営業利益につきましては、SCSK Minorisソリューションズ(株)の統合関連費用により前期比17.4%減の1,599百万円となりました。



また、サービス特性別の「システム開発」「保守運用・サービス」「システム販売」の各売上区分別売上高は次のとおりであります。

売上区分別 売上高	2021年3月期 (第53期)		2022年3月期 (第54期)		前期比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
システム開発	163,090	41.1	167,967	40.6	4,876	3.0
保守運用・サービス	152,518	38.4	162,407	39.2	9,888	6.5
システム販売	81,243	20.5	83,776	20.2	2,532	3.1
合 計	396,853	100.0	414,150	100.0	17,297	4.4

システム開発は、製造業や銀行業、通信業からの引き続き強いIT投資需要を背景に、事業基盤強化のための基幹システムや生産管理システムの再構築案件、顧客接点強化のためのIT投資等が貢献し、売上高は前期比3.0%増の167,967百万円となりました。

保守運用・サービスは、非対面、非接触を前提とした事業転換等を背景に、コンタクトセンターの需要増加によるBPOビジネスが堅調に推移したこと、また、データセンタービジネスやマネジメントサービス、検証サービスが拡大し、売上高は前期比6.5%増の162,407百万円となりました。

システム販売は、自動車業及び学術研究機関向けの大型ハードウェア製品の販売増や、通信業向けネットワーク機器販売の増加により、売上高は前期比3.1%増の83,776百万円となりました。

## 1-2 資金調達等についての状況

### (1) 資金調達の状況

当期において、総額115億円の銀行借入の借換え及びグリーンボンド50億円（発行日 2021年6月8日）の発行を実施いたしました。

### (2) 設備投資等の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は25,708百万円であります。

### 1-3 財産及び損益の状況

#### (1) 企業集団の財産及び損益の状況 (IFRS)

区 分		2020年3月期 (第52期)	2021年3月期 (第53期)	2022年3月期 (第54期)
売上高	(百万円)	385,295	396,853	414,150
営業利益	(百万円)	40,048	45,878	47,555
税引前当期利益	(百万円)	40,578	46,557	48,315
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	28,765	33,435	33,470
基本的1株当たり当期利益	(円)	92.13	107.09	107.20
資産合計	(百万円)	362,241	380,399	407,609
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	200,047	226,874	246,921
1株当たり親会社の所有者に帰属する持分	(円)	640.85	726.77	790.86

- (注) 1. 第53期より、国際財務報告基準 (IFRS) を適用しております。第52期についてもIFRS組替後の金額を表示しております。  
2. 2021年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を3株に分割しております。1株当たりの情報の各金額につきましては、第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

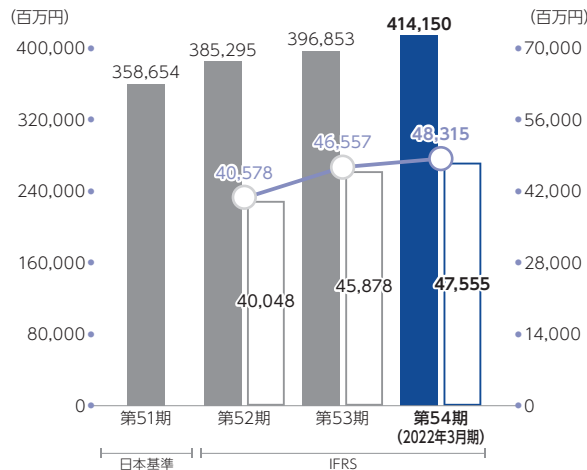
#### (日本基準)

区 分		2019年3月期 (第51期)	2020年3月期 (第52期)	2021年3月期 (第53期)
売上高	(百万円)	358,654	387,003	396,381
経常利益	(百万円)	38,650	43,014	43,741
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	27,892	31,201	30,812
1株当たり当期純利益	(円)	89.55	100.17	98.92
総資産	(百万円)	314,844	342,485	346,444
純資産	(百万円)	194,468	208,072	232,359
1株当たり純資産	(円)	620.93	666.72	744.38

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式数 (自己株式を除く) により計算しております。  
2. 2021年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を3株に分割しております。1株当たりの情報の各金額につきましては、第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

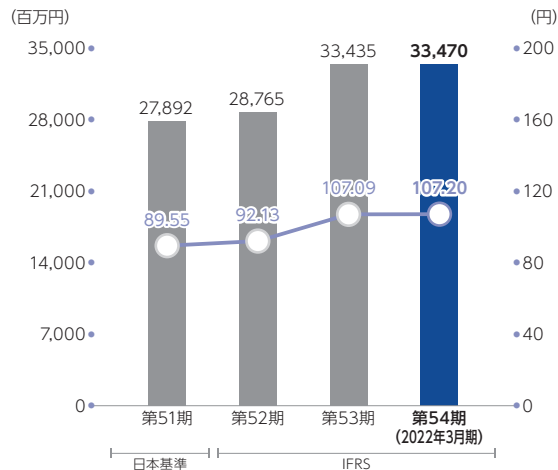
### 売上高／営業利益／税引前当期利益

■ 売上高 □ 営業利益 ○ 税引前当期利益



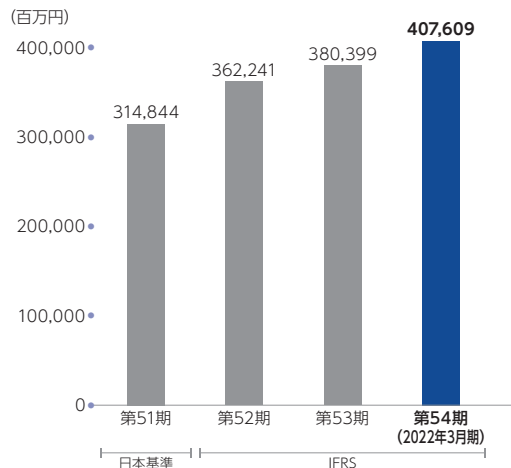
### 親会社の所有者に帰属する当期利益／基本的1株当たり当期利益

■ 親会社の所有者に帰属する当期利益 ○ 基本的1株当たり当期利益



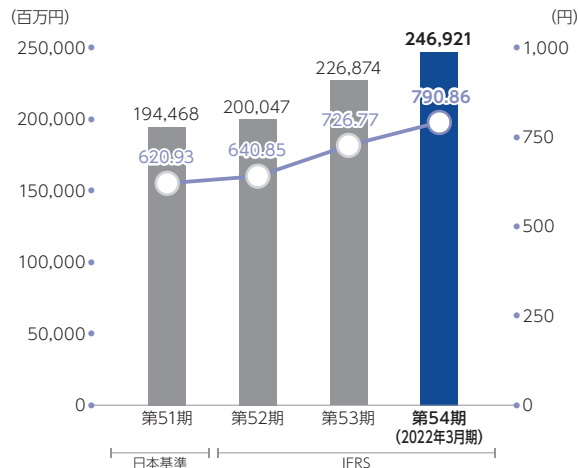
### 資産合計

■ 資産合計



### 親会社の所有者に帰属する持分／1株当たり親会社の所有者に帰属する持分

■ 親会社の所有者に帰属する持分 ○ 1株当たり親会社の所有者に帰属する持分



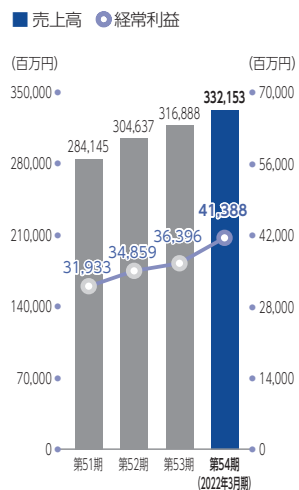


(2) 当社の財産及び損益の状況

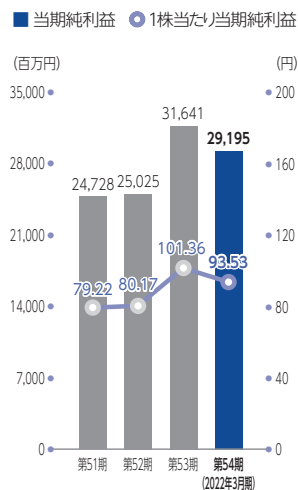
区 分	2019年3月期 (第51期)	2020年3月期 (第52期)	2021年3月期 (第53期)	2022年3月期 (第54期)
売上高 (百万円)	284,145	304,637	316,888	332,153
経常利益 (百万円)	31,933	34,859	36,396	41,388
当期純利益 (百万円)	24,728	25,025	31,641	29,195
1株当たり当期純利益 (円)	79.22	80.17	101.36	93.53
総資産 (百万円)	318,397	346,486	351,734	373,358
純資産 (百万円)	189,484	201,581	220,336	234,636
1株当たり純資産 (円)	606.89	645.67	705.75	751.57

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式数（自己株式を除く）により計算しております。  
 2. 2021年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を3株に分割しております。1株当たりの情報の各金額につきましては、第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

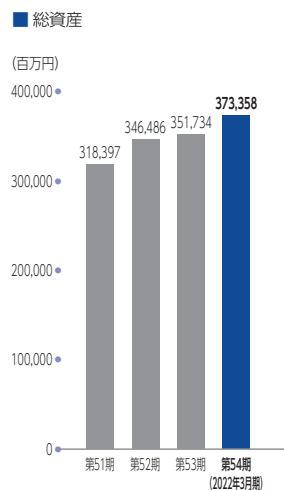
○ 売上高／経常利益



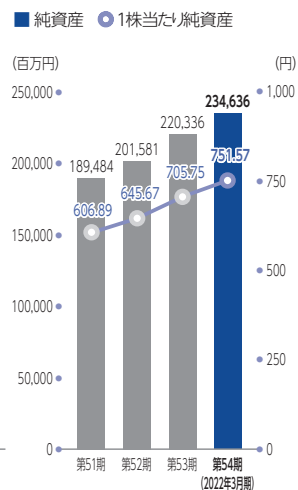
○ 当期純利益／1株当たり当期純利益



○ 総資産



○ 純資産／1株当たり純資産



## 1-4 対処すべき課題

### (1) 当社を取り巻く事業環境と対処すべき課題

社会のIT化・デジタル化による変化が、ビジネスやライフスタイルにも影響を及ぼし、そのスピードは新型コロナウイルスの感染拡大により一層加速しております。日常のあらゆるデータがデジタル技術で活用され、様々な企業が生き残るために異業種と連携し、企業は産業構造の変化に合わせたビジネスモデルの変革を求められております。

国内のITサービス市場は、さらなるクラウド化の進行、デジタル化やDXの加速等により、企業のIT戦略、IT投資に質的变化が生じ、ビジネスとITとの関係が一層密接になっております。また、Withコロナ時代における感染防止と経済活動を両立した、いわゆるニューノーマルな日常を実現する上で、デジタル技術の有効活用が重要なファクターになってきております。

一方、ITサービスに求められる人材像は「課題解決型」から「価値創造型」へと変化し、顧客企業も含めたIT人材の獲得競争が激化すると考えております。顧客企業においてもDXの加速に伴い、業界を越えた共通サービス、融合サービスの提供が拡大していくなかで、顧客企業自身が内製化へシフトする傾向が予測されます。

このような大きな変化や不確実性を伴う環境のなか、企業が持続的な成長を果たしていくためには、より長期的な視点から社会の本質的な変化を捉え、企業を取り巻く様々な社会課題に対し、事業を通じた解決と新たな価値創出に取り組む必要があります。したがって、当社グループが掲げる「夢ある未来を、共に創る」の経営理念に立ち返り、「サステナビリティ経営」を実践していく上で、優先的に取り組む領域を決めて共有するために「マテリアリティ（重要課題）」を策定し、当該方向性を踏まえた2030年の目指す姿としてのグランドデザイン、実現のステップとしての中期経営計画を2020年4月に発表いたしました。

#### <マテリアリティ>

当社グループの事業と当社グループならではの強み、社会に対して果たすべき役割から、「社会課題解決を通じた持続的な事業成長」を意味する3つのマテリアリティ（豊かな未来社会の創造、安心・安全な社会の提供、いきいきと活躍できる社会の実現）と、「持続的な成長を支える基盤」の4つのマテリアリティ（地球環境への貢献、多様なプロフェッショナルの活躍、健全なバリューチェーンの確立、透明性の高いガバナンスの実践）を策定しています。

#### <グランドデザイン2030>

経営理念とマテリアリティを当社グループの存在意義と定義した上で、社会とともに持続的発展を目指し、「2030年 共創ITカンパニー」を実現いたします。

コア事業であるITサービスによって顧客企業や社会への価値提供を拡大するとともに、自らも主体的に価値創出に取り組み、顧客企業や社会とともに成長してまいります。また、2030年 売上高1兆円に挑戦いたします。

## (2) 中期経営計画の進捗

「2030年 共創ITカンパニー」の実現に向けて、最初のステップとして、3つの基本戦略（事業革新、DX事業化、人財投資）と3つの経営基盤強化（グループ総合力強化、人を活かす経営の推進、共創の企業文化づくり）により、グローバルベースでの事業拡大を目指してまいります。

また、投資領域においては、将来の成長につなげるべく3年間合計1,000億円レベルでの積極的な投資姿勢を継続いたします。

持続的な事業拡大と、さらなる大きな成長に向けた挑戦を通じ、企業価値の向上を目指すという観点から、売上高5,000億円以上、営業利益率 10.0%~12.0%、ROE 15.0%以上（※中期経営計画期間中のROIC維持目標レベル：10.0%~12.0%）を経営指標といたします。

### <基本戦略>

#### (i) 事業革新

当社グループの持続的成長に向けた、コア事業の継続的な高度化・拡大が必要であることに加えて、「2025年の崖」で示された企業のシステム課題として挙げられる、レガシーシステム問題やシステムの個別最適化によるデータ連携・利活用の停滞、IT技術者不足等に対して、ITサービスを提供する企業グループとして、その解決を強力に支援してまいります。当社グループでは、コア事業を以下2つの視点で革新し、業務プロセスと顧客接点を強化することで、そのニーズに応え、競争優位性を確立してまいります。

##### ① 「ものづくり革新」

自社開発のものづくり革新プラットフォーム「S-Cred+（Smart Co-work on Relationship, Engineering and Design Plus）」を核として、サービスの生産性・品質・柔軟性の向上に取り組み、ビジネス変化への対応スピードの向上やサービスモデルの多様化、SOE・SORシステムの最適化を推進しております。

##### ② 「分室革新」 ※分室：顧客先の常駐拠点

「現場重視」を掲げる当社グループの大きな特徴でもあり、強みである「分室」のビジネスを、「常駐型」から、顧客企業のビジネス・IT戦略を支える「価値共創型」に転換してまいります。

顧客企業には、戦略・ニーズを深耕する「サービスマネージャ」と、ビジネスの変化に迅速かつ最適なサービスを提供する「高度技術者」の配置を進め、顧客接点を強化、また、分室と当社拠点との連携を強化しながら、顧客企業との共創ステージへの進化の実現に取り組んでおります。

#### (ii) DX事業化

昨今のデジタル技術の革新を受け、顧客企業においては、これを活用した事業競争力の強化や、事業モデル変革を企図した攻めのIT投資需要が拡大し、さらには、業界の壁を越えた企業間共創によって、従来の枠組みにとらわれず、新たな事業やサービスを生み出そうとする動きが活発化しております。このような市場変化を当社グループのさらなる成長への機会と捉え、コア事業の強みを活かしつつも、自らが主体となり、「共創」により、社会への新たな価値の創出を実現する事業に挑戦しております。

DX事業化の実現に向けてのアプローチとして、「顧客との共創」「業界をターゲットとした異業種共創」「住友商事㈱等とのグローバル共創」の3つに着目して取り組んでおり、現時点では「モビリティ」「金融サービスプラットフォーム」「ヘルスケア」「カスタマーエクスペリエンス」の4領域を重点領域として、各領域における社会課題に対して、新たな価値を生み出す事業創出に取り組んでおります。

## 【取組み例】

### <モビリティ>

当社は、日系自動車メーカー、サプライヤにおける車載システム開発での豊富な開発実績を有しており、開発の品質や効率を高めるモデルベース開発（MBD）にいち早く着手したこともあり、年々事業を拡大しております。また、車載ソフトウェアの標準アーキテクチャ規格である「AUTOSAR（オートザー）」に準拠する、リアルタイムOS搭載の国産BSW「QINeS BSW（クインズ ビーエスダブリュー）」を独自開発し、2015年10月から製品販売及び構築支援サービスの提供を実施しております。こうした車載システム開発・検証で培った知見・実績とコネクティッド/テレマティクス事業におけるサービスを融合し、MaaS領域でのDX事業の展開に取り組んでおります。

### <金融サービスプラットフォーム>

一般消費者の資産形成・運用をサポートする専門的な資産運用アドバイスに対する需要の高まりを受け、今後中長期的に増加が見込まれるIFA（独立系金融アドバイザー）事業者や、生命保険会社、保険代理店、地域銀行等の参入が見込まれる金融商品・サービス仲介事業者に対し、どの金融機関にも依存しない中立的な事業支援プラットフォームを構築・運営することを目指し、日本版TAMP（Turnkey Asset Management Platform）事業に取り組んでおります。2021年8月に事業を開始し、まずはIFA事業者へのアドバイザーソリューションの提供を進めております。

また、社会福祉や老後資金への関心が高まるなか、企業の「従業員に対する資産形成支援等、自ら豊かな人生を送ることにつながる福利厚生制度を提供したい」というニーズと、従業員の「精緻な収支シミュレーションをベースに老後を含めたライフプランをデザインしたい」というニーズの双方に応えるため、2022年4月より職域向け資産形成プラットフォームサービス「資産形成ラウンジ エフクリ」の提供を開始しております。

### <ヘルスケア>

医療従事者の働き方改革・地域医療の効率化のために、医療現場をDX化する取り組み「Dr2GO」（ドクターツーゴー）プロジェクトを進めております。医療従事者の働き方改革については、チーム医療におけるコミュニケーションの効率化を実現する仕組みとして「Dr2GO」のコミュニケーション機能を開発し、2020年に提供を開始しております。地域医療連携の課題である「高度医療を担う病院への患者集中」を解決するため、地域内の複数病院に「Dr2GO」の地域医療連携機能を導入し、地域医療DX化に向けた取り組みを行っております。

### <カスタマーエクスペリエンス>

集客・接客・販売といった顧客接点において、コンサルティング、システム、運用支援、アウトソーシング等をワンストップで提供し、DX時代に求められる顧客接点の高度化に特化したサービス「altcircle（オルトサークル）」を2020年12月より提供しております。2021年5月に、(株)マイクロアドと業務提携に関する基本契約を締結し、データ分析技術を活用したオムニチャネル時代のDX支援事業を共同で推進しております。2021年9月には、SNS、WEBサイト等のデジタル接点における自動応答と有人対応をシームレスに連携することにより、ユーザーの課題をスムーズに解決する新AIチャットボット「PrimeAgent（プライムエージェント）」の提供を開始いたしました。最高の顧客体験を実現するための最適なサービスをスピーディーに提供することにより、デジタルシフト、顧客ビジネスの拡大に寄与いたします。

### (iii) 人財投資

当社グループの最大の財産かつ、成長の原動力は「人/社員」であります。人材の高度化・多様化・拡充の観点で、社員への投資を積極的に行い、事業成長を加速してまいります。国内の人材拡充においては、地方拠点での採用をより積極的に拡大し、雇用創出や、UIターン促進、IT人材育成等により、地方創生にも力を注いでまいります。

#### <経営基盤強化>

3つの基本戦略を推進する経営基盤の強化として、「グループ総合力強化」、「人を活かす経営の推進」、「共創の企業文化づくり」の3つに取り組んでおります。

取り組みの一つとして、グループ再編による新たなマーケットの開拓を目的とし、2021年10月1日付で、当社の完全子会社である(株)MinoriソリューションズがWinテクノロジー(株)と(株)C S Iソリューションズを吸収合併し、S C S K M i n o r iソリューションズ(株)として新たに発足しております。また、同日付で(株)Minoriソリューションズの九州地域向け事業をS C S K九州(株)に移管しております。当社グループの対象顧客層として、拡大余地のある中堅企業においては、デジタル化、働き方改革、危機管理等のIT活用の本格化、加えてWith/Afterコロナに伴うビジネスモデル変革を目的としたIT投資需要の拡大が見込まれます。当該市場に対し当社グループは、蓄積した各種資産・多様なリソースや知見を元に、事業拡大の対象分野として本格的に取り組む、日本経済の持続的成長に不可欠な同市場の健全な発展に貢献してまいります。

また、当社グループのさらなる事業拡大、沖縄県での雇用及び共創機会の創出に向けて、2021年10月26日付で沖縄県浦添市にて「S C S Kグループ沖縄センター」を開所いたしました。「S C S Kグループ沖縄センター」は、最新設備による安心・安全で働きやすい職場環境を実現しており、業界に先駆けて働き方改革に取り組んでいる当社は、「社員一人ひとりが身も心も健康で、やりがいをもって最高のパフォーマンスを発揮してこそ、お客様の喜びと感動につながる最高のサービスが提供できる」との健康経営の理念のもと、沖縄県においてもこの取り組みを実践し、さらなる雇用の創出に貢献してまいります。

## 1-5 主要な事業内容 (2022年3月末日現在)

「産業IT」、「金融IT」、「ITソリューション」、「ITプラットフォーム」、「ITマネジメント」、「その他」の報告セグメントに係る事業の連携により、ITコンサルティング、システム開発、検証サービス、ITインフラ構築、ITマネジメント、ITハード・ソフト販売、BPO等のサービス提供を行っております。

## 1-6 主要拠点等 (2022年3月末日現在)

### (1) 当社の主要な営業所

- ① 豊洲本社 東京都江東区
- ② 支社/支店 東京都港区、東京都多摩市、大阪府大阪市、大阪府豊中市、愛知県名古屋市、広島県広島市、福岡県福岡市、沖縄県浦添市
- ③ データセンター 東京都千代田区、東京都文京区、東京都江東区、東京都江戸川区、千葉県印西市、大阪府豊中市、兵庫県三田市

### (2) 重要な子会社等の主な営業所

「1-7 重要な親会社及び子会社の状況」の「(4)重要な子会社の状況」に記載の所在地のとおりであります。

### (3) 従業員の状況

#### ①企業集団の従業員

従業員数	対前期末増減
14,938名	388名増

セグメント区分	従業員数
産業IT	4,850名
金融IT	1,644名
ITソリューション	3,057名
ITプラットフォーム	775名
ITマネジメント	1,887名
その他	2,725名
合計	14,938名

(注) その他は管理部門等の従業員数であります。

#### ②当社の従業員

従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
8,462名	105名増	43歳8カ月	18年5カ月

## 1-7 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月末日現在)

### (1) 親会社の状況

当社の親会社は住友商事(株)であり、当期末において同社は当社の株式を158,091千株（出資比率50.58%）保有しております。当社は親会社へ主としてソフトウェア開発、情報処理サービス、ハードウェア及びソフトウェア等の販売を行っております。

### (2) 親会社との間の取引に関する事項

#### ① 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

ITソリューションの提供については、市場価格、原価率を勘案して当社見積り価格を提示し、一案件ごとに価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

#### ② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、社内規則に基づき、親会社との間の重要な取引については、独立社外取締役及び独立した社外の有識者にて構成されるガバナンス委員会に事前に諮問し、答申を得た上で、社外取締役5名が出席する取締役会において取引の可否を判断しており、その過程において、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

なお、当社はガバナンス委員会に対して、当該取引に関する情報を定期的に報告し、当該委員会は、当社の利益を損なう事態が生じていないかどうかについてモニタリングをしております。

#### ③ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

### (3) 親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等

親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容の概要は以下のとおりであります。

当社の親会社である住友商事(株)においては、グループ会社の「自律」的な経営を尊重し、株主として積極的な「対話」を通じて構築した信頼関係に基づきグループ各社の取締役会等における重要な意思決定に関与するとともに、住友商事(株)を含むグループ各社の強固な「連携」により新たな価値を創造することをグループ経営の方針としております。これに加えて、当社においては、親会社と当社の一般株主との間に利益相反のリスクがあることを踏まえ、独立した意思決定を担保するために、当社の経営陣及び親会社からの独立性を有した社外取締役を有効に活用した実効的なガバナンス体制を構築し、運用しております。

一方で、当社による独立した意思決定が担保されることを前提としながら、親会社におけるグループ全体の内部統制の構築・運用に基づくリスク管理の必要性や当社の企業価値の維持・向上の観点から、当社における一定規模の重要な業務執行やコンプライアンス事案等、当社の企業価値に重大な影響を与える事案に対しては、親会社に対して事前の相談や報告を実施しております。



#### (4) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
SCSK サービスウェア(株)	東京都江東区	100百万円	100.00	コンタクトセンターサービス及びBPOサービス
(株)ベリサーブ	東京都千代田区	792百万円	100.00	製品検証サービス及びセキュリティ検証サービス等
SCSK Minorisソリューションズ(株)	東京都江東区	480百万円	100.00	ソフトウェア開発及びシステム運用・機器販売等
SCSK 九州(株)	福岡県福岡市	200百万円	100.00	ソフトウェア開発及び情報処理
SCSK 北海道(株)	北海道札幌市	100百万円	100.00	ソフトウェア開発及び情報処理
SCSK プレッシュェンド(株)	東京都江東区	100百万円	100.00	ECフルフィルメントサービス
SCSK USA Inc.	米国 ニューヨーク	US\$11,850千	100.00	ソフトウェア開発及び情報処理
SCSK Europe Ltd.	英国 ロンドン	Stg £ 1,400千	100.00	ソフトウェア開発及び情報処理
思誠思凱情報系統 (上海) 有限公司	中国 上海	US\$500千	100.00	ソフトウェア開発及び情報処理
SCSK Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール	200百万円	100.00	ソフトウェア開発及び情報処理
PT SCSK Global Indonesia	インドネシア ジャカルタ	Rp60,000,000千	100.00	ソフトウェア開発及び情報処理
SCSK Myanmar Ltd.	ミャンマー ヤンゴン	US\$3,600千	100.00	ソフトウェア開発及び情報処理
(株)S k e e d	東京都目黒区	100百万円	100.00	自律分散ネットワーク技術をコアコンピタンスとしたソフトウェア及びソリューションの企画・開発・販売等
(株)アライドエンジニアリング	東京都江東区	242百万円	100.00	コンサルティング及びパッケージソフト開発・販売
SCSK システムマネジメント(株)	東京都江東区	100百万円	100.00	システム運用サービス
ヴィーエー・リナックス・システムズ・ジャパン(株)	東京都江東区	194百万円	100.00	ソフトウェア開発 (オープンソースソフトウェアコンサルティング)
S D C (株)	東京都江東区	96百万円	50.10	ネットワーク構築・運用サービス
(株)Gran Manibus	東京都千代田区	90百万円	94.29	コンサルティングサービス及び先端技術ソリューションサービス
SCSK ニアショアシステムズ(株)	東京都江東区	100百万円	100.00	ソフトウェア開発及び保守

(注) 1.当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め、23社であります。

2.2021年10月1日付で、(株)Minorisソリューションズは、Winテクノロジー(株)及び(株)CS Iソリューションズを吸収合併により統合し、SCSK Minorisソリューションズ(株)を発足いたしました。

3.当社は、2022年4月1日付でSCSK NECデータセンターマネジメント(株)を設立し連結子会社としております。



## 1-8 主要な借入先及び借入額 (2022年3月末日現在)

借入先	借入額 (百万円)
三井住友信託銀行(株)	4,500
(株)三井住友銀行	4,500
(株)みずほ銀行	2,500
合 計	11,500

## 1-9 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め (会社法第459条第1項) があるときの権限の行使に関する方針

当社は、配当につきましては、財務状況、収益動向、配当性向、また、将来の事業投資に備えての内部留保等を総合的に勘案の上、連結ベースの業績拡大に応じて株主の皆様へ利益還元を行ってまいりたいと考えております。

当社は、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当及び期末配当ともに取締役会であります。なお、当社は2021年10月1日付にて1株につき3株の割合をもって株式の分割を行っており、当期の期末配当金につきましては、1株当たり23円34銭（株式分割後）とし、実施済みの中間配当金1株につき70円00銭（株式分割前）と合わせまして、期首に株式分割が行われたと仮定して算出した場合の年間配当金は1株につき46円67銭（株式分割前ベースにて140円00銭）となります。また、2023年3月期の配当につきましては、1株当たり52円00銭を予定しております。

自己株式の取得につきましては、株主の皆様に対しての利益還元施策の一つと考えており、前述の配当決定にかかる検討事項に加え、株価の動向等を勘案しつつ、配当による利益還元とあわせ対応を検討していく考えであります。

## 2. 株式に関する事項

### 2-1 発行可能株式総数

600,000,000株

(注) 2021年10月1日付にて実施した株式分割（1株を3株に分割）に伴い、発行可能株式総数は、400,000,000株増加しております。

### 2-2 発行済株式の総数

312,545,409株（自己株式376,837株を含む）

(注) 2021年10月1日付にて実施した株式分割（1株を3株に分割）に伴い、発行済株式の総数は、208,363,606株増加しております。

### 2-3 当事業年度末の株主数

26,880名

### 2-4 上位10名の株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
住友商事(株)	158,091,477	50.64
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	25,347,200	8.12
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	18,164,200	5.82
SCSKグループ従業員持株会	7,010,677	2.25
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	4,965,032	1.59
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02	4,073,710	1.30
(株)アルゴグラフィックス	3,046,500	0.98
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,489,276	0.80
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,379,705	0.76
JP MORGAN CHASE BANK 385047	1,929,174	0.62

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（376,837株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### 3-1 取締役の氏名等

氏名	会社における地位	重要な兼職の状況
田 淵 正 朗 ※ <sub>1</sub>	取 締 役	
谷 原 徹 ※ <sub>1</sub>	取 締 役	
爲 房 孝 二	取 締 役	
福 永 哲 弥	取 締 役	(株)アルゴグラフィックス社外取締役
加 藤 啓	取 締 役	
芳 賀 敏	取 締 役	住友商事(株)常務執行役員、メディア・デジタル事業部門長補佐、デジタル事業本部長
松 田 清 人 ※ <sub>2</sub>	取 締 役	トパーズ・キャピタル(株)取締役会長、(株)ホットリンク社外取締役
久 保 哲 也 ※ <sub>2</sub>	取 締 役	GCMインベストメンツ(株)取締役会長
安 斎 保 則	取 締 役 (常勤監査等委員)	
矢 吹 公 敏 ※ <sub>2</sub>	取 締 役 (監査等委員)	矢吹法律事務所代表者、東京弁護士会会長
中 村 雅 一 ※ <sub>2</sub>	取 締 役 (監査等委員)	中村雅一公認会計士事務所代表者、住友重機械工業(株)社外監査役、テルモ(株)社外取締役 (監査等委員)
白 石 和 子 ※ <sub>2</sub>	取 締 役 (監査等委員)	三井海洋開発(株)社外取締役

- (注) 1. ※<sub>1</sub>印は代表取締役であります。  
 2. ※<sub>2</sub>印は法令に定める社外取締役であります。  
 3. 取締役 松田清人氏、久保哲也氏及び取締役 (監査等委員) 矢吹公敏氏、中村雅一氏、白石和子氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員であります。  
 4. 取締役 (監査等委員) 中村雅一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高度な知見を有するものであります。  
 5. 重要な会議への出席、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 及び使用者からの職務の執行に関する事項の報告、重要な決裁書類等の閲覧の他、子会社の監査役等との連絡会の開催等による情報の収集と監査等委員会における情報の共有を行うため、安斎保則氏を常勤監査等委員として選定しております。  
 6. 爲房孝二氏は、2021年6月22日をもって、住友商事(株)の業務執行者を退任しております。  
 7. 松田清人氏は、2021年6月29日をもって、スルガ銀行(株)の社外取締役を退任しております。  
 8. 矢吹公敏氏は、2022年3月31日をもって、東京弁護士会会長を退任しております。  
 9. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、開示すべき関係はありません。  
 10. 重要な兼職の状況に記載のない役員は、該当事項がありません。

当期中の異動

- ①新任者 2021年6月23日就任  
 爲 房 孝 二 (取締役) 久 保 哲 也 (取締役 (非常勤))
- ②退任者 2021年6月23日退任  
 田 村 達 郎 (取締役 (非常勤))

執行役員及び業務役員の氏名等

2022年4月1日付にて執行役員及び業務役員の会社における地位及び担当が変更になりました。

2022年3月31日現在及び2022年4月1日現在の執行役員及び業務役員の担当等は、以下のとおりであります。

会社における地位 2022年4月1日現在	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	
		2022年3月31日現在	2022年4月1日現在
※1 執行役員 会長 最高経営責任者	田 渕 正 朗	健康経営推進最高責任者	健康経営推進最高責任者
執行役員 社長 最高執行責任者	當 麻 隆 昭	人事・総務分掌役員	
※1 執行役員 副社長	爲 房 孝 二	企画・法務分掌役員	最高情報セキュリティ責任者、企画分掌役員
※1 執行役員 副社長	福 永 哲 弥	財務・経理分掌役員、財務・事業投資推進本部長、(株)アルゴグラフィックス社外取締役	事業投資推進分掌役員、(株)アルゴグラフィックス社外取締役
執行役員 専務	上 田 哲 也	ソリューション事業グループ長	ビジネスデザイングループ長
執行役員 専務	渡 辺 篤 史	ビジネスデザイングループ長	SCSKサービスウェア(株)代表取締役社長

会社における地位 2022年4月1日現在	氏名	担当及び重要な兼職の状況	
		2022年3月31日現在	2022年4月1日現在
執行役員 常務	工藤敏晃	金融事業グループ長	金融事業グループ長
執行役員 常務	田財英喜	R&Dセンター担当役員、事業革新推進グループ長補佐(社内情報システム担当)、(株)Skeed代表取締役CEO	R&Dセンター担当役員
執行役員 常務	中村誠	モビリティ事業グループ長	人事・総務分掌役員補佐(人材開発担当)
執行役員 常務	清水康司	SCSKサービスウェア(株)代表取締役社長	人事・総務分掌役員
執行役員 常務	菅原靖夫	企画・法務分掌役員補佐(法務・リスク担当)	法務・リスク分掌役員
執行役員 常務	新堀義之	(株)ベリサーブ代表取締役社長	(株)ベリサーブ代表取締役社長
執行役員 常務	岡恭彦	財務・経理分掌役員補佐(経理・IR担当)	財務・経理・IR分掌役員
執行役員 常務	宮川正	産業事業グループ通信・公共システム事業本部長	産業事業グループ長
執行役員 常務	渡辺孝治	モビリティ事業グループモビリティシステム第一事業本部長、コネクティッド事業開発センター副センター長	モビリティ事業グループ長
執行役員 常務	横山峰男	ソリューション事業グループAMO第二事業本部長	事業革新推進グループ長、SCSKニアシヨアシステムズ(株)代表取締役社長
執行役員 常務	高野健	ソリューション事業グループ基盤サービス事業本部長、ソリューション事業グループ統括本部長	ソリューション事業グループ長
執行役員 常務	小峰正樹	プラットフォーム事業グループITプロダクト&サービス事業本部長	プラットフォーム事業グループ長

会社における地位 2022年4月1日現在	氏名	担当及び重要な兼職の状況	
		2022年3月31日現在	2022年4月1日現在
業務役員	川 嶋 義 純	SCSK Minoriソリューションズ㈱取締役常務執行役員	内部監査担当役員
業務役員	播 磨 昭 彦	SCSK Minoriソリューションズ㈱取締役専務執行役員	SCSK Minoriソリューションズ㈱取締役専務執行役員
業務役員	奥 原 隆 之	(株)Gran Manibus取締役	(株)Gran Manibus取締役
業務役員	山 本 香 也	ビジネスデザイングループビジネスデザイングループ統括本部長	ビジネスデザイングループビジネスデザイングループ統括本部長
業務役員	三ッ石 利 彦	モビリティ事業グループコネクティッド事業開発センター長	モビリティ事業グループモビリティサービス事業開発センター長
業務役員	斎 藤 幸 彦	ソリューション事業グループAMO第一事業本部長	ソリューション事業グループ長補佐、AMO事業本部長
業務役員	高 橋 観	金融事業グループ金融システム第二事業本部長	金融事業グループ金融システム第四事業本部長
業務役員	大 谷 真 弘	ソリューション事業グループProActive事業本部長	ソリューション事業グループProActive事業本部長
業務役員	森 雅 昭	産業事業グループメディア事業本部長	産業事業グループメディア事業本部長
業務役員	石 田 高 章	事業革新推進グループものづくり革新推進センター長	事業革新推進グループものづくり革新推進センター長
業務役員	河 辺 恵 理	事業革新推進グループ開発センター 副センター長 (オフショア担当)	事業革新推進グループリソース戦略センター長、SCSKニアショアシステムズ㈱常務執行役員
業務役員	堀 江 旬 一	事業革新推進グループSE+センター長、ものづくり革新推進センター 副センター長	事業革新推進グループSE+センター長
業務役員	戸 田 賢 二	産業事業グループ製造システム事業本部長	産業事業グループ通信・公共システム事業本部長
業務役員	志宇知 正 司	産業事業グループ西日本産業事業本部長、西日本支社長	産業事業グループ西日本産業事業本部長、西日本支社長
業務役員	市 場 健 二	プラットフォーム事業グループプラットフォーム事業グループ統括本部長	プラットフォーム事業グループITプロダクト&サービス事業本部長
業務役員	束 巍	SCSK Asia Pacific Pte. Ltd. Managing Director、思誠思凱信息系统(上海)有限公司董事長	SCSK Asia Pacific Pte. Ltd. Managing Director、思誠思凱信息系统(上海)有限公司董事長
業務役員	福 島 俊一郎	企画・法務分掌役員補佐(企画担当)、企画本部長	企画分掌役員補佐、企画本部長
業務役員	内 山 郁 夫	モビリティ事業グループモビリティ事業グループ統括本部長	モビリティ事業グループモビリティ事業グループ統括本部長

会社における地位 2022年4月1日現在	氏名	担当及び重要な兼職の状況	
		2022年3月31日現在	2022年4月1日現在
業務役員	日下部 俊彦	ビジネスデザイングループグローバルセンター長	ビジネスデザイングループグローバルセンター長
業務役員	久保 修	金融事業グループ金融システム第三事業本部長	金融事業グループ金融システム第三事業本部長
業務役員	小林 良成	人事・総務本部長	人事・総務本部長
業務役員	薦谷 洋輔	ビジネスデザイングループCXセンター長	ビジネスデザイングループCXセンター長
業務役員	成毛 朋之	SCSKサービスウェア(株)常務執行役員	SCSKサービスウェア(株)取締役常務執行役員
業務役員	田辺 正幸	モビリティ事業グループモビリティシステム第二事業本部長、中部支社長	モビリティ事業グループモビリティシステム第二事業本部長、中部支社長
業務役員	中島 英也	ビジネスデザイングループ長補佐(特命担当)、沖縄支社長	ビジネスデザイングループ長補佐(特命担当)、沖縄支社長
業務役員	神保 善弘	SCSK Minoriソリューションズ(株)常務執行役員	SCSK Minoriソリューションズ(株)常務執行役員
業務役員	高橋 俊之	SCSK USA Inc. President&CEO	SCSK USA Inc. President&CEO
業務役員	大澤 満	産業事業グループ産業ソリューション事業本部長	産業事業グループ産業事業グループ統括本部長
業務役員	増田 秀穂	金融事業グループ金融システム第一事業本部長	金融事業グループ金融システム第一事業本部長
業務役員	佐藤 誠之	ビジネスデザイングループデジタルイノベーションセンター長	ビジネスデザイングループデジタルイノベーションセンター長
※2	業務役員	杉山 敦	人材開発本部長
※2	業務役員	井上 賢司	法務・リスクマネジメント本部長
※2	業務役員	川村 純	ソリューション事業グループマネジメントサービス第二事業本部長、ヴィーエー・リナックス・システムズ・ジャパン(株)代表取締役社長
※2	業務役員	小笠原 寛	ソリューション事業グループnetXデータセンター事業本部長、SCSK NECデータセンターマネジメント(株)代表取締役社長
※2	業務役員	北尾 聡	ビジネスデザイングループCXセンター副センター長、SCSKプレッシュェンド(株)代表取締役社長

会社における地位 2022年4月1日現在	氏名	担当及び重要な兼職の状況	
		2022年3月31日現在	2022年4月1日現在
※2 業務役員	大塚 誠也	—	プラットフォーム事業グループ中部・関西プラットフォーム事業本部長、九州プラットフォーム事業本部長
※2 業務役員	高倉 禎	—	金融事業グループ金融システム第四事業本部 副本部長

- (注) 1. ※:印を付した執行役員は取締役を兼任しております。  
2. ※:印は2022年4月1日付にて新たに就任した業務役員であります。  
3. 2022年3月31日をもって退任した執行役員は以下のとおりであります。

退任時における地位	氏名	退任時における担当
執行役員 社長 最高執行責任者	谷原 徹	最高情報セキュリティ責任者
執行役員 副社長	遠藤 正利	事業革新推進グループ管掌役員、事業革新推進グループ長、SCSKニアショアシステムズ(株)代表取締役会長
執行役員 専務	熊崎 龍安	内部監査担当役員
執行役員 専務	加藤 啓	ビジネスデザイングループ管掌役員
執行役員 常務	印南 淳	産業事業グループ長
執行役員 常務	新庄 崇	プラットフォーム事業グループ長
執行役員 常務	武井 久直	SCSK Minoriソリューションズ(株)代表取締役副社長執行役員
執行役員 常務	関 滋弘	産業事業グループ 副グループ長
業務役員	内藤 幸一	産業事業グループ産業事業グループ統括本部長
業務役員	古宮 浩行	ビジネスデザイングループ エバンジェリスト
業務役員	山野 晃	(株)バリサーブ常務執行役員
業務役員	田邑 富重	事業革新推進グループ開発センター長、SCSKニアショアシステムズ(株)代表取締役社長
業務役員	宮川 裕之	プラットフォーム事業グループ製造エンジニアリング事業本部長
業務役員	川名 智雄	法務・リスクマネジメント本部長
業務役員	宮西 真司	金融事業グループ金融システム第四事業本部 副本部長



### 3-2 当事業年度に係る役員の報酬等

#### (1) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の額			人数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	331百万円 (21百万円)	230百万円 (21百万円)	101百万円 (-)	- (-)	9名 (2名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	57百万円 (36百万円)	57百万円 (36百万円)	- (-)	- (-)	4名 (3名)
合 計		389百万円			13名

- (注) 1. 取締役の基本報酬には役員年金も含まれております。  
 2. 取締役の報酬等の額は、2016年6月28日開催の定時株主総会決議において、1事業年度につき、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）は960百万円以内、社外取締役（監査等委員を除く。）は40百万円以内、監査等委員である取締役は150百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は15名（うち、社外取締役は1名）、監査等委員である取締役の員数は4名であります。  
 3. 社外取締役のいずれも、親会社等又は当社を除く当該親会社等の子会社等からの役員報酬等はありません。  
 4. 取締役（社外取締役及び非常勤取締役並びに監査等委員である取締役を除く。）に対して業績連動報酬を支給しております。

#### (2) 役員の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### ① 役員の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

役員の報酬等の内容に係る決定方針や手続き、算定基準、報酬水準については、独立社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会に諮問し、2021年2月25日開催の取締役会にて決議しております。

##### ② 役員の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、「基本報酬」と「業績連動報酬」により構成します。報酬額は執行役員としての役位毎に定めており、「基本報酬」は、固定報酬として毎月支給し、「業績連動報酬」は、会社業績及び営業利益成長率並びに担当組織の業績達成度を加味して算定し、事業年度終了後に支給します。取締役を兼任している執行役員の役位別の基本報酬と業績連動報酬の割合は、下表のとおりであります。

#### 報酬構成（2021年度）

執行役員としての役位	基本報酬	業績連動報酬	合計
執行役員 会長 最高経営責任者	66%	34%	100%
執行役員 社長 最高執行責任者	66%	34%	
執行役員 副社長	67%	33%	
執行役員 専務	73%	27%	

社外取締役及び非常勤取締役並びに監査等委員である取締役に対しては、客観的立場からの監督及び監査を行う役割を考慮し「基本報酬」のみを支給いたします。

<ご参考>

2022年2月24日開催の取締役会にて、役員報酬等の内容に係る決定方針について、以下のとおり変更する決議をいたしました。本株主総会において譲渡制限付株式報酬に係る議案をご承認いただいた際には、役員報酬等の内容に係る決定方針は以下のとおりとなります。

取締役の報酬は、「固定報酬」・「短期業績連動報酬（現金報酬）」・「中長期業績連動報酬（株式報酬）」により構成されます。報酬額は現行制度同様に、執行役員としての役位毎に定めます。「中長期業績連動報酬（株式報酬）」は、譲渡制限付株式報酬とし、原則として毎年の定時株主総会後に退任までの譲渡制限を付した株式を付与します。

取締役を兼任している執行役員の役位別の「固定報酬」・「短期業績連動報酬（現金報酬）」・「中長期業績連動報酬（株式報酬）」の割合は、下表のとおりであります。

報酬構成（2022年度）

執行役員としての役位	固定報酬	短期業績連動報酬 (現金報酬)	中長期業績連動報酬 (株式報酬)	合計
執行役員 会長 最高経営責任者	50%	25%	25%	100%
執行役員 社長 最高執行責任者	50%	25%	25%	
執行役員 副社長	55%	25%	20%	

③業績連動報酬の方針及び指標

当社では、業績及び継続的な利益成長に重点を置いており、業績連動報酬の原資及び個人別評価を反映した支給額は、執行役員報酬制度に基づき決定しております。業績連動報酬の額の算定方法は、営業利益成長率及び営業利益額に基づき総支給額を決定し、役位別に業績連動報酬額を決めた後に当該事業年度の業績達成率及び個人別評価に応じて変動する仕組みとしております。業績達成率及び個人別評価の割合は、業績達成率を80%、個人別評価を20%としております。

$$\begin{aligned} \text{業績達成率} &= \text{売上高業績達成率} \times 30\% + \text{営業利益業績達成率} \times 70\% \\ \text{個人別評価} &= \text{執行役員報酬制度に基づく個人評価に応じた支給率} \end{aligned}$$

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、売上高、営業利益額及び営業利益成長率であります。また、当該業績指標を選定した理由は、業績及び継続的な利益成長に重点を置いているからであります。なお、当事業年度を含む売上高及び営業利益額の実績の推移は、「1-3 財産及び損益の状況」の推移に記載のとおりであります。

<ご参考>

2022年度より執行役員報酬制度を見直し、SCSKグループの成長を促し、役員としての成果をより報酬に反映することを目的に、短期業績連動報酬の算定における業績達成率及び個人別評価の割合は、業績達成率を60%、個人別評価を40%とします。

$$\begin{aligned} \text{業績達成率} &= \text{売上高業績達成率} \times 30\% + \text{営業利益業績達成率} \times 70\% \\ \text{個人別評価} &= \text{執行役員報酬制度に基づく個人別評価に応じた支給率} \end{aligned}$$

#### ④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項等

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役 執行役員 会長 最高経営責任者 田淵正朗氏及び代表取締役 執行役員 社長 最高執行責任者 谷原徹氏の協議の上、取締役（社外取締役及び非常勤取締役並びに監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の具体的内容を共同で決定しております。ただし、代表取締役が1名である期間は当該代表取締役が単独で決定しております。なお、委任する権限の内容は、業績連動報酬の役位別標準額及び個人別評価の決定であります。

これらの権限を委任した理由は、業務執行を監督する立場から、執行役員制度に基づき役位に応じた業績連動報酬の標準額を適切に設定し、俯瞰的に個人別評価を実施することが可能であるためであります。

取締役会は、役員の報酬等の内容に係る決定方針や手続き、算定基準、報酬水準については、独立社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会に諮問し、取締役会にて決議し、監査等委員会にて、報酬等の算出の公平性及び当社の業績が考慮され役割と職責に応じた水準であることの妥当性を判断しており、かつ当該基準の変更には同様の手続きを要することを前提としております。また、業績達成率及び個人別評価の割合は、業績達成率を80%、個人別評価を20%としており、代表取締役に委任される範囲を限定しております。

当該手続きを経て当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定されていることから、取締役会はその内容が役員の報酬等の内容に係る方針に沿うものであると判断しております。

### 3-3 他の法人等の業務執行者及び社外役員等との重要な兼職に関する事項

「3-1 取締役の氏名等」に記載の重要な兼職の状況のとおりであります。

### 3-4 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	主な活動状況
取締役	松田 清人	14/14	—	同氏は、取締役会議長を務め、議事の活性化・効率化に貢献しております。また、取締役会及びガバナンス委員会においては、経営者としての豊富な経験及び知見に基づき、経営的視点から当社の経営全般につき発言を行っております。
取締役	久保 哲也	12/12	—	同氏は、取締役会及びガバナンス委員会において、国際業務に関する幅広い見識と企業経営の豊富な経験及び知見に基づき、経営的視点から当社の経営全般につき発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	矢吹 公敏	14/14	15/15	同氏は、ガバナンス委員会委員長を務め、議事の活性化・効率化に貢献しております。また、取締役会、監査等委員会においてもガバナンス委員会と同様に、弁護士としての専門的な経験及び知見に基づき、法的視点から当社の経営全般及び監査業務全般につき発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	中村 雅一	12/14	15/15	同氏は、取締役会、監査等委員会及びガバナンス委員会において、公認会計士としての専門的な経験及び知見に基づき、財務・会計的視点から当社の経営全般及び監査業務全般につき発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	白石 和子	14/14	15/15	同氏は、取締役会、監査等委員会及びガバナンス委員会において、国際情勢に関する豊富な経験及び知見に基づき、国際的視点から当社の経営全般及び監査業務全般につき発言を行っております。

(注) 当社におけるガバナンス委員会とは、取締役会や取締役において意思決定をするにあたり、当社と当社の株主の共同の利益に適切な配慮がなされ、公正性と透明性を確保していくために、取締役会等の諮問機関として設置している、独立社外取締役及び独立した社外の有識者が委員の過半数を占める任意の委員会であります。

### 3-5 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項並びに定款第29条第2項の定めに基づき、各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

### 3-6 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び業務役員（以下「役員」といいます。）並びに持分法適用関連会社に派遣されている役員であります。当該保険契約は、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。ただし、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については、填補されません。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### 4-1 名称

有限責任 あずさ監査法人

### 4-2 会計監査人の報酬等の額

①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	170百万円
②当社及び当社連結子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額（①の金額を含む）	230百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社及び当社連結子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォートレター作成業務、英文連結財務諸表等に関する助言業務及びリファード業務についての対価を支払っております。
3. 監査等委員会は、取締役、経理及び内部統制等の社内関係部署並びに会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の前期の職務執行状況、当期監査計画の内容及び監査報酬の見積額の相当性等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

### 4-3 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当し、改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、監査の遂行が困難であると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会はその決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

(備考) 百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書 (2022年3月31日現在)

		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産</b>		<b>負債</b>	
<b>流動資産</b>	<b>230,055</b>	<b>流動負債</b>	<b>101,175</b>
現金及び現金同等物	121,251	営業債務及びその他の債務	32,628
営業債権及びその他の債権	74,259	契約負債	14,037
契約資産	10,104	従業員給付	10,540
棚卸資産	9,125	社債及び借入金	16,996
その他の金融資産	1,082	リース負債	9,164
未収法人所得税	0	その他の金融負債	297
その他の流動資産	14,231	未払法人所得税	10,917
<b>非流動資産</b>	<b>177,553</b>	引当金	278
有形固定資産	71,853	その他の流動負債	6,313
使用权資産	41,434	<b>非流動負債</b>	<b>59,069</b>
のれん及び無形資産	26,495	社債及び借入金	19,462
持分法適用会社に対する投資	10,177	リース負債	33,348
その他の債権	8,012	その他の債務	169
その他の金融資産	8,280	従業員給付	1,956
繰延税金資産	3,249	引当金	4,061
その他の非流動資産	8,050	その他の非流動負債	70
<b>資産合計</b>	<b>407,609</b>	<b>負債合計</b>	<b>160,245</b>
		<b>資本</b>	
		資本金	21,152
		利益剰余金	223,300
		自己株式	△293
		その他の資本の構成要素	2,761
		親会社の所有者に帰属する持分合計	246,921
		<b>非支配持分</b>	<b>442</b>
		<b>資本合計</b>	<b>247,363</b>
		<b>負債及び資本合計</b>	<b>407,609</b>

## 連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)	
科 目	金 額
売上高	414,150
売上原価	△305,962
<b>売上総利益</b>	<b>108,187</b>
販売費及び一般管理費	△60,780
その他収益	315
その他費用	△167
<b>営業利益</b>	<b>47,555</b>
金融収益	94
金融費用	△587
持分法による投資損益	1,252
<b>税引前当期利益</b>	<b>48,315</b>
法人所得税費用	△14,816
<b>当期利益</b>	<b>33,498</b>
当期利益の帰属	
親会社の所有者	33,470
非支配持分	28
1株当たり当期利益	
基本的1株当たり当期利益 (円)	107.20
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	107.20

(備考) 百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>204,451</b>	<b>流動負債</b>	<b>114,418</b>
現金及び預金	31,472	買掛金	21,966
受取手形	552	短期借入金	7,000
売掛金	57,291	1年内償還予定の社債	10,000
契約資産	9,626	リース債務	577
リース投資資産	241	未払金	5,480
有価証券	5,700	未払費用	1,286
商品及び製品	7,938	未払法人税等	11,392
原材料及び貯蔵品	159	未払消費税等	3,513
前渡金	759	契約負債	13,599
前払費用	13,560	預り金	35,143
預け金	73,094	賞与引当金	3,786
関係会社短期貸付金	300	役員賞与引当金	99
その他	3,754	工事損失引当金	259
<b>固定資産</b>	<b>168,907</b>	資産除去債務	14
<b>有形固定資産</b>	<b>79,644</b>	その他	298
建物	47,217	<b>固定負債</b>	<b>24,303</b>
構築物	269	社債	15,000
車両運搬具	0	長期借入金	4,500
工具、器具及び備品	7,251	リース債務	778
土地	14,169	役員退職慰労引当金	7
リース資産	829	退職給付引当金	646
建設仮勘定	9,905	資産除去債務	2,479
<b>無形固定資産</b>	<b>8,406</b>	長期預り敷金保証金	828
ソフトウェア	8,284	その他	62
リース資産	0	<b>負債合計</b>	<b>138,721</b>
電話加入権	118	<b>純資産の部</b>	
施設利用権	0	<b>株主資本</b>	<b>233,275</b>
商標権	2	<b>資本金</b>	<b>21,152</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>80,856</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>1,299</b>
投資有価証券	6,786	資本準備金	1,299
関係会社株式	60,225	<b>利益剰余金</b>	<b>211,116</b>
その他の関係会社有価証券	0	利益準備金	3,988
従業員に対する長期貸付金	8	その他利益剰余金	207,127
長期前払費用	1,281	別途積立金	23,310
敷金及び保証金	6,344	繰越利益剰余金	183,817
繰延税金資産	674	<b>自己株式</b>	<b>△293</b>
会員権	191	<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,339</b>
リース投資資産	316	その他有価証券評価差額金	1,548
前払年金費用	5,069	繰延ヘッジ損益	△208
その他	4	<b>新株予約権</b>	<b>21</b>
貸倒引当金	△45	<b>純資産合計</b>	<b>234,636</b>
<b>資産合計</b>	<b>373,358</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>373,358</b>



## 損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)	
科 目	金 額
売上高	332,153
売上原価	244,751
<b>売上総利益</b>	<b>87,401</b>
販売費及び一般管理費	48,361
<b>営業利益</b>	<b>39,039</b>
営業外収益	2,582
受取利息	13
有価証券利息	2
受取配当金	2,172
その他	393
営業外費用	234
支払利息	32
社債利息	43
投資事業組合運用損	50
社債発行費	27
その他	79
<b>経常利益</b>	<b>41,388</b>
特別利益	26
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	22
会員権売却益	0
特別損失	207
固定資産除却損	25
固定資産売却損	10
減損損失	147
支払補償金	25
<b>税引前当期純利益</b>	<b>41,207</b>
法人税、住民税及び事業税	11,494
法人税等調整額	517
<b>当期純利益</b>	<b>29,195</b>

(備考) 百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

S C S K株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 塚 勲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 上 伸 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笠 島 健 二

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S C S K株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、S C S K株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

S C S K株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 塚 勲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 上 伸 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笠 島 健 二

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S C S K株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている親会社との取引に関し、会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から同法人が「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引の実施に当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

SCSK株式会社 監査等委員会

監査等委員 安 齋 保 則 ㊟

監査等委員 矢 吹 公 敏 ㊟

監査等委員 中 村 雅 一 ㊟

監査等委員 白 石 和 子 ㊟

(注) 監査等委員 矢吹公敏、中村雅一及び白石和子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

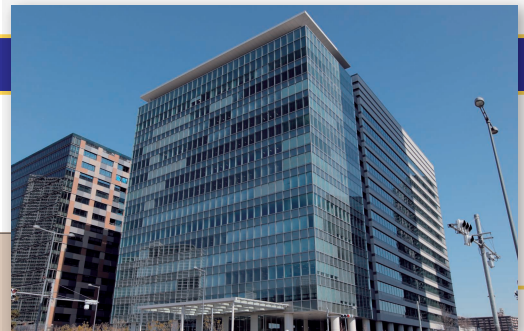
以 上

# 株主総会会場ご案内略図

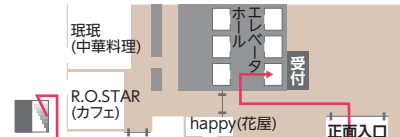
会場 **豊洲フロント 14階 当社会議室**

東京都江東区豊洲三丁目2番20号

TEL : 03-5166-2500 (代表)



## 入口詳細図



株主総会会場へは、豊洲フロントの正面入口より入館後、左手にお進みいただき、右手のエレベータより14階会場までお越しください。

## 交通のご案内

東京メトロ有楽町線

**「豊洲」駅** 下車 1c出口より徒歩約1分

ゆりかもめ

**「豊洲」駅** 下車 徒歩約3分

**お願い：** 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

新型コロナウイルスに伴う感染拡大防止の観点から、ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合等には、ご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。ご来場の株主様は、マスクの着用等予防のための措置にご協力をお願いいたします。また、体調不良と見受けられる場合には、入場をお断りさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

今後の状況により株主総会の運営につき変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.scsk.jp/>) にてお知らせいたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

SCSK株式会社

<https://www.scsk.jp/>



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮した「ベジタブルインキ」を使用しています。